

## 別紙

### 需要に応じた水稲作付拡大促進事業の配分基準について

本事業の予算額の配分については、需要に応じた水稲作付拡大促進事業実施要領（以下、「事業実施要領」という。）第7の2により提出された実施計画を踏まえ、事業内容等に応じて配分対象となる実施計画を決定し、予算の範囲内で配分するものとする。

- 1 事業実施要領別表1の事業種目欄の1に係る実施計画（事業実施主体が農業協同組合である場合を除く）
  - ・別表に掲げる基準に基づき付与したポイントが上位の実施計画から順に配分対象とし、予算の範囲内で要望額に相当する額を配分する（ただし、8農林(水産)事務所ごとに最もポイントが高い実施計画については優先配分）。
  - ・最後の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ、同一ポイントの事業計画が複数ある場合は、要望額の小さい事業計画から順に配分対象とするものとする。
  - ・事業計画の要望額の全額を配分できない場合は、配分対象としないものとする。
  - ・なお、区分AのAのポイント取得は必須とし、事業の要件を満たす場合であっても合計ポイントが5点に満たない実施計画は配分対象にしないものとする。
  
- 2 事業実施要領別表1の事業種目欄の1（事業実施主体が農業協同組合である場合）及び2に係る実施計画
  - ・取組内容等を踏まえ予算の範囲内で要望額に相当する額を配分する。

別表

区分	配分基準	点数	
		平坦地域	中山間地域 <sup>注1)</sup>
A 拡大性 (アは必須 イは任意)	ア 目標年度の水稲作付面積が、現状値 <sup>注2)</sup> と比べて以下のいずれかに該当		
	10ha以上（5割以上）の増加	10点	15点
	8ha以上（4割以上）の増加	8点	12点
	6ha以上（3割以上）の増加	6点	9点
	4ha以上（2割以上）の増加	4点	6点
	2ha以上（1割以上）の増加	2点	4点
	2ha未満（1割未満）の増加	1点	2点
	イ 目標年度の農地集積面積が、現状値 <sup>注2)</sup> と比べて以下のいずれかに該当		
	5ha以上の増加	10点	15点
	4ha以上の増加	8点	12点
	3ha以上の増加	6点	9点
	2ha以上の増加	4点	6点
	1ha以上の増加	2点	4点
	1ha未満の増加	1点	2点
B 継続性	ア 実需者と複数年契約を締結（見込み含む）	10点	
	イ 65歳未満かつ年間農業従事日数150日以上 の構成員または常時雇用者がいる（見込み含む）	左記人数×3点	
	ウ 他経営体に労力を提供または農福連携を実施	3点	
C 波及性	ア 低コスト技術または省力化技術を導入（予定含む）	3点	
	イ 生産工程管理（JGAP等）を導入（予定含む）	3点	
	ウ 農作業安全に配慮した取組を実施	4点	

注1) 中山間地域は、農林水産省公表の「農業地域類型」のうち、第1次分類が中間農業地域または山間農業地域に該当するものとする。

注2) 現状値は、事業実施年度の前年度とする。

注3) 区分Aのイのポイントを取得する場合は、事業実施要領別表1の事業種目1の事業実施細目欄のうち、経営規模拡大タイプで実施計画を作成すること。